

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第25回】開催

開催日時：令和7年8月25日(月) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？

※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

(今月のNEWS) 改正トラック法・体制整備法公布！(令和7年6月11日)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための 体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”、“こんな作業までさせられている”、“運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード